



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

つくってみよう！ マイナンバーカード

～無料で取得できます～



市民窓口センター 28-6013

10月現在で、県内でのマイナンバーカード交付率は11・35%で、約10人に一人が持っていることになっていきます。また全国では14・11%と愛媛県を上回っています。
しかし、本市の交付率は7・35%と県平均と全国平均を下回っています。

愛媛県では10人に一人が持っている

おもて面にあなたの顔写真入り！「身分証明書」として使えます！



おもて

みほん

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する「電子証明書」が入っています！



うら

プラスチック製のICチップ付きカードで、12桁のマイナンバーとともに顔写真、氏名、住所、生年月日などが表示されています。発行には申請が必要です。

マイナンバーカード
(個人番号カード)とは

マイナンバーカードの申請から発行まで

スタート 市から通知カードと一緒に送られてきた**交付申請書**を持っていますか？

持っていない！

市内の各窓口センターで交付申請書を再発行します。本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください！その後、次の方法で申請ができます。

持っている！

次の方法で申請ができます。



交付申請書

申請方法

スマートフォンで申請

必要なもの



交付申請書



スマートフォン



顔写真データ

パソコンで申請

必要なもの



交付申請書

交付申請書に記載の申請書ID
(半角数字23桁)



パソコン



顔写真データ

郵便で申請

必要なもの



交付申請書



顔写真
(6か月以内に撮影したもの)



封筒

証明用写真機で申請

必要なもの



交付申請書



写真代



このマークが目印の写真機

発行

申請から約1か月後、市から「**交付通知書**」が届きます
交付通知書に記載されている必要書類を準備して、**マイナンバーカード**を指定の窓口センターに受け取りに行きましょう！

「マイナンバーカード」でますます便利に！

身分証明書になる！

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類（氏名、住所、生年月日、顔写真付き）と、マイナンバーが証明できる唯一のカードです。

なお、有効期限は発行から10回目の誕生日（20歳未満は5回目の誕生日）までです。



スマートフォン・パソコンでラクラク！

自分のスマートフォンやパソコンを使って、税金の確定申告（e-Tax、eTAX）などの電子申請にも使えます。

ポイントで買い物ができる！

2020年度
実施予定！

地域の商店やオンラインで買い物に使えます。



マイナポータルへのログイン用に！

国が運営するオンラインサービスで、自宅のパソコンなどから、行政機関が持つ自己情報や、行政機関が利用した自己情報の履歴を確認することができます。

年金記録の確認や、年金見込額の試算もすることができます。



健康保険証として使える！

2021年3月（予定）からスタート！

やっぱり心配

個人情報を守られるの？



「マイナンバーカード、興味はあるけど、やっぱり個人情報のこと考えると少し不安」と、思っている人も多いのでは？

その不安を少しでも解消するため、国の機関「個人情報保護委員会事務局」の岡亮宏さんにお話を伺いました。

岡さんは、平成22年から2年間、四国中央市企画財務部長を務められ、現在はふるさとアドバイザーを務められています。

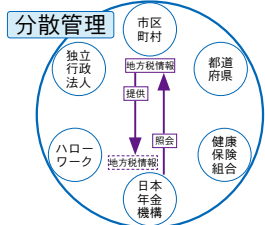
国が、マイナンバーを個人一人ひとりに付けたということは、国に個人情報が一元管理されるということでしょうか？

岡さん そうではありませんので、安心してください！

これまで通り「分散管理」として、例えば、地方税の情報は市区町村が、年金の情報は日本年金機構が持つなど、それぞれの機関で個人情報を持っています。

行政機関がほかの機関で持つ個人情報が必要とする時には、法律で定められているものだけ、照会できることになっていきます。

なので、誰かが、特定の人の個人情報や個人情報を全部見られるというようなことはありません。



マイナンバーを他人に知られると、個人情報全て漏れてしまうんじゃないでしょうか？

岡さん 大丈夫です！

マイナンバーの利用には、厳格な本人確認が求められますし、先程お話しした通り「分散管理」をしていること、また各機関の連携にはマイナンバーを直接使用するのではなく、マイナンバーに対応する別の符号を付けて、その符号で情報連携を行うシステムになっているので、マイナンバーが知られたからと言って、個人情報が芋づる式に漏れることはありません。

マイナンバーカードが紛失や盗難で、他人の手に渡った場合悪用されるのでは？

岡さん カードについているICチップの中には、カードの表面に表示されている、マイナンバーや氏名、住所などの情報が入っているだけで、そこに税情報などほかのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。また、顔写真も載っているから、他人になりすまして利用する、といったことも難しいと思います。

キャッシュカードなどと同じように大事に扱っていただいて、必要以上に怖がる必要はないと思います。

思います。もし、紛失した場合も、コールセンターに連絡すればすぐに利用を止めてもらえます。

マイナンバーだけでなく、個人情報を守るために、自分たちでできることはありませんか？

岡さん 例えば、商品を買ったり、サービスを受けたりする場合、住所などの個人情報を求められる時には、事業者が示している利用目的や、個人情報を第三者に提供することについての同意などを、きちんと確認する必要があります。

また、ネットの世界で一度流出してしまった情報を削除することは難しいので、SNSなどでむやみに個人情報を公開しないことも大事です。

社会生活上、個人情報をめぐるトラブルを、完全に防ぐことは難しいかも知れませんが、個人個人が意識することによって、リスクを減らすことはできると思います。



個人情報保護委員会事務局
調整官 岡 亮宏さん